

平成18年10月25日

女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果

1 公表の趣旨

「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」(平成16年4月28日各省庁人事担当課長会議申合せ)等に基づき、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況等のフォローアップを実施し、今後の女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組に資するため、その結果を公表するものです。

2 調査の対象

調査対象は、「国家公務員採用 種試験等による採用内定状況(平成18年度)」(平成17年11月16日付け内閣官房内閣総務官室及び内閣府官房人事課調べ)の調査対象機関に、内閣官房及び内閣法制局を加えた機関としております。

なお、本調査においては、上記申合せの対象機関ではないものの、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所の協力も得ており、これらの機関の採用状況について別添中資料1に掲載しております。

3 調査の結果

別添「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果について」のとおりです。

(連絡先)

総務省人事・恩給局参事官付 荒木、薊、御所窪
(電話) 03 - 5253 - 5111 (内線 6724)
03 - 5253 - 5258 (直通)
(FAX) 03 - 5253 - 5216

女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果について

調査の目的

本調査は「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」(平成16年4月28日各省庁人事担当課長会議申合せ)及び「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」(平成17年12月20日人企-1703事務総長通知)に基づき、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況のフォローアップを実施し、今後の女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組に資することを目的としている。なお、今回は第2回目の公表となる。

女性国家公務員の採用・登用の拡大等の進捗状況

1 新規採用者の総数及び女性採用者数(割合)(平成18年度、17年度)【資料1】・【補足資料】

「男女共同参画基本計画(第2次)」では、平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員 種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度、その他の試験については、 種試験の事務系の区分試験の目標も踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とするとしている。

平成18年度における女性の新規採用者の状況は下表のとおり、国家 種試験の事務系区分については、採用者に占める女性の割合は22.4%であり、17年度に比べると0.9ポイント増加している。また、採用者に占める割合は合格者に占める割合(17.0%)より高くなっている。国家 種試験等については、行政区分では申込者、合格者に占める割合の減少に伴い採用者に占める割合も減少しているものの、全体としては採用者に占める割合は増加している。国家 種試験等についても、採用者に占める割合は増加している。

(新規採用者に占める女性の採用者)

試験区分	18年度		17年度		増減(▲はマイナス)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
国家 種試験等	134	21.2	132	20.4	2	0.8
うち事務系	66	22.4	64	21.5	2	0.9
国家 種試験等	715	26.4	818	25.9	▲ 103	0.5
うち行政区分	592	27.5	668	28.1	▲ 76	▲ 0.6
国家 種試験等	459	35.0	503	32.8	▲ 44	2.2
合 計	1,308	28.1	1,453	27.2	▲ 145	0.9

平成18年度における国家 種試験等・国家 種試験等での採用数の減少は、全体の採用数が減少していることによる影響。

2 女性国家公務員の登用状況【資料2】

本府省課長、準課長相当職以上における女性の割合は1.6%であり、指定職相当における割合は1.1%となっている。

(行政職俸給表(一)、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者のうち、幹部職員に占める女性職員)

	総数	うち女性	割合(%)	うち本府省課長、準課長相当職以上					
				総数	うち女性	割合(%)	うち指定職相当		
							総数	うち女性	割合(%)
合 計	194,978	32,332	16.6	8,977	143	1.6	914	10	1.1

3 平成17年度及び18年度の女性を対象とした募集活動の内容【資料3】

各府省においては、女性の積極的な採用に資する観点から、以下のとおり様々な募集活動に取り組んでおり、今後新たな取組の実施などにより更に募集活動を充実させていく予定である。

(1) 平成17年度実績

- 採用試験実施機関としての人事院による女子学生を対象としたセミナー：全府省
- 女性対象の府省別の説明会等の開催：8府省
- 説明者に女性職員を充てる等の工夫をした府省別の説明会等の開催：15府省

(2) 平成18年度実施予定 現時点で今年度の説明会等の開催予定の一部が未定の府省もある。

- 採用試験実施機関としての人事院による女子学生を対象としたセミナー：全府省
- 女性対象の府省別の説明会等の開催：9府省
- 説明者に女性職員を充てる等の工夫をして府省別の説明会等を開催：15府省

(3) その他の取組（特に新たに取組む予定のもの）

就職情報サイトの女性職員の先輩情報の掲載等

4 その他各府省において女性国家公務員の採用・登用の拡大、勤務環境の整備等に関して取り組んでいる事項【資料4】

女性国家公務員の採用・登用の拡大、勤務環境の整備等については、各府省において、以下のようない取組が行われている。

(1) 採用の拡大

具体的な採用目標の設定、採用担当者や面接官への女性の積極的配置 等

(2) 登用の拡大

具体的な登用目標の設定、新設部署への女性職員の積極的配置、従来女性が就いたことがない又は就いたことが少ないポストへの女性職員の配置、研修参加機会の確保 等

(3) 超過勤務の縮減

独自の定時退庁日・期間の設定、職務室の自動消灯 等

(4) 育児休業、介護休暇等の取得促進

職場復帰に向けて必要な情報の随時提供、家庭生活との両立が相対的に容易な職域拡大 等

5 職員の育児休業の取得状況【資料5】

職員の育児休業の取得状況については下表のとおり。新たに育児休業を取得した職員は、2,660人（女性2,572人、男性88人）となっており、前年度の2,647人（女性2,562人、男性85人）に比べ増加している。育児休業の取得状況についても、15.5%（女性96.8%、男性0.6%）と、前年度の14.5%（女性93.6%、男性0.5%）に比べ増加している。

（職員の育児休業の取得状況）

	全職員				女性職員				男性職員			
	取得者 実数	新規取得 者数	新規取得 可能者数	取得率	取得者 実数	新規取得 者数	新規取得 可能者数	取得率	取得者 実数	新規取得 者数	新規取得 可能者数	取得率
平成17年度 (平成16年度)	4,959 (4,952)	2,660 (2,647)	17,206 (18,215)	15.5% (14.5%)	4,839 (4,854)	2,572 (2,562)	2,657 (2,738)	96.8% (93.6%)	120 (98)	88 (85)	14,549 (15,477)	0.6% (0.5%)

【参考資料1】 男女共同参画基本計画（第2次）（抜粋）

【参考資料2】 女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

【参考資料3】 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針

1 新規採用者の総数及び女性採用者数（割合）（平成18年度、17年度）

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員 種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、 種試験の事務系の区分試験の目標も踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標ととしている。

平成18年度及び17年度の新規採用者の総数及び女性採用者数の割合は下表のとおり。18年度について見ると、国家 種試験等の事務系区分については、採用者に占める女性の割合は22.4%であり、17年度に比べると0.9ポイント増加している。また、採用者に占める割合は、合格者に占める割合（17.0%）より高くなっている。国家 種試験等については、行政区分では申込者、合格者に占める割合の減少に伴い採用者に占める割合が減少しているものの、全体としては採用者に占める割合は増加している。種試験等についても、17年度に比べて採用者に占める割合は増加している（下表及び補足資料参照）。

（上段：平成18年度 下段：平成17年度）

試験 機 関	大学卒業程度												高校卒業程度			合 計		
	国家公務員採用 種試験等						国家公務員採用 種試験等						国家公務員採用 種試験等					
	総数			うち事務系区分 （行政・法律・経済）			総数			うち行政区分			総数					
	総数	うち女性	女性の割合	総数	うち女性	女性の割合	総数	うち女性	女性の割合	総数	うち女性	女性の割合	総数	うち女性	女性の割合			
内 閣 官 房	-	-	-	-	-	-	3	1	33.3%	3	1	33.3%	-	-	-	3	1	33.3%
	-	-	-	-	-	-	2	2	100.0%	2	2	100.0%	-	-	-	2	2	100.0%
内 閣 法 制 局	-	-	-	-	-	-	1	0	0.0%	1	0	0.0%	-	-	-	1	0	0.0%
	-	-	-	-	-	-	2	2	100.0%	2	2	100.0%	-	-	-	2	2	100.0%
人 事 院	4	2	50.0%	4	2	50.0%	10	4	40.0%	10	4	40.0%	-	-	-	14	6	42.9%
	5	2	40.0%	5	2	40.0%	14	5	35.7%	14	5	35.7%	-	-	-	19	7	36.8%
内 閣 府	12	4	33.3%	12	4	33.3%	25	10	40.0%	20	9	45.0%	12	3	25.0%	49	17	34.7%
	12	4	33.3%	11	4	36.4%	30	10	33.3%	20	8	40.0%	17	7	41.2%	59	21	35.6%
宮 内 庁	-	-	-	-	-	-	3	0	0.0%	2	0	0.0%	3	0	0.0%	6	0	0.0%
	-	-	-	-	-	-	5	1	20.0%	5	1	20.0%	11	1	9.1%	16	2	12.5%
公正取引委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%	32	11	34.4%	32	11	34.4%	3	1	33.3%	41	14	34.1%
	6	0	0.0%	6	0	0.0%	15	2	13.3%	15	2	13.3%	7	1	14.3%	28	3	10.7%
警 察 庁	20	1	5.0%	14	1	7.1%	61	6	9.8%	15	2	13.3%	17	6	35.3%	98	13	13.3%
	23	5	21.7%	15	3	20.0%	86	7	8.1%	18	4	22.2%	18	7	38.9%	127	19	15.0%
防 衛 庁	28	4	14.3%	11	2	18.2%	91	25	27.5%	40	10	25.0%	124	47	37.9%	243	76	31.3%
	34	7	20.6%	13	3	23.1%	118	26	22.0%	64	14	21.9%	239	90	37.7%	391	123	31.5%
金 融 庁	7	2	28.6%	7	2	28.6%	15	6	40.0%	15	6	40.0%	7	3	42.9%	29	11	37.9%
	9	2	22.2%	9	2	22.2%	18	6	33.3%	18	6	33.3%	8	3	37.5%	35	11	31.4%
総 務 省	42	6	14.3%	31	4	12.9%	106	24	22.6%	84	22	26.2%	-	-	-	148	30	20.3%
	47	6	12.8%	35	5	14.3%	139	33	23.7%	117	32	27.4%	7	1	14.3%	193	40	20.7%
法 務 省	34	12	35.3%	21	5	23.8%	498	123	24.7%	492	123	25.0%	161	62	38.5%	693	197	28.4%
	31	15	48.4%	19	8	42.1%	437	118	27.0%	436	118	27.1%	125	45	36.0%	593	178	30.0%
外 務 省	28	5	17.9%	27	5	18.5%	3	1	33.3%	-	-	-	46	15	32.6%	77	21	27.3%
	27	6	22.2%	26	6	23.1%	1	0	0.0%	-	-	-	48	16	33.3%	76	22	28.9%
財 務 省	39	9	23.1%	35	9	25.7%	313	103	32.9%	289	94	32.5%	584	227	38.9%	936	339	36.2%
	39	6	15.4%	35	5	14.3%	423	125	29.6%	389	119	30.6%	565	203	35.9%	1,027	334	32.5%
文 部 科 学 省	39	11	28.2%	24	8	33.3%	25	12	48.0%	18	10	55.6%	-	-	-	64	23	35.9%
	34	9	26.5%	22	7	31.8%	42	13	31.0%	35	12	34.3%	-	-	-	76	22	28.9%
厚 生 労 働 省	40	9	22.5%	27	6	22.2%	791	183	23.1%	775	182	23.5%	135	43	31.9%	966	235	24.3%
	42	10	23.8%	25	6	24.0%	884	242	27.4%	867	238	27.5%	158	58	36.7%	1,084	310	28.6%
農 林 水 産 省	92	26	28.3%	13	3	23.1%	256	94	36.7%	86	33	38.4%	102	26	25.5%	450	146	32.4%
	91	25	27.5%	16	2	12.5%	260	89	34.2%	67	23	34.3%	125	27	21.6%	476	141	29.6%
経 済 産 業 省	106	20	18.9%	23	3	13.0%	108	42	38.9%	75	33	44.0%	16	7	43.8%	230	69	30.0%
	107	14	13.1%	23	4	17.4%	97	30	30.9%	69	24	34.8%	22	12	54.5%	226	56	24.8%
国 土 交 通 省	113	16	14.2%	30	8	26.7%	322	56	17.4%	163	42	25.8%	95	17	17.9%	530	89	16.8%
	115	14	12.2%	28	5	17.9%	542	94	16.9%	216	51	23.6%	183	32	17.5%	840	140	16.7%
環 境 省	19	4	21.1%	6	1	16.7%	19	7	36.8%	8	3	37.5%	6	2	33.3%	44	13	29.5%
	21	7	33.3%	7	2	28.6%	29	10	34.5%	12	5	41.7%	2	0	0.0%	52	17	32.7%
会 計 検 査 院	4	1	25.0%	4	1	25.0%	29	7	24.1%	23	7	30.4%	-	-	-	33	8	24.2%
	4	0	0.0%	3	0	0.0%	14	3	21.4%	9	2	22.2%	-	-	-	18	3	16.7%
合 計	633	134	21.2%	295	66	22.4%	2,711	715	26.4%	2,151	592	27.5%	1,311	459	35.0%	4,655	1,308	28.1%
	647	132	20.4%	298	64	21.5%	3,158	818	25.9%	2,375	668	28.1%	1,535	503	32.8%	5,340	1,453	27.2%

(参考) 国会及び裁判所の採用状況

		大学卒業程度 (種試験、 種試験)			高校卒業程度 (種試験等)			合 計		
		総数	うち女性	女性の割合	総数	うち女性	女性の割合	総数	うち女性	女性の割合
国	会	44	15	34.1%	14	9	64.3%	58	24	41.4%
		67	35	52.2%	32	16	50.0%	99	51	51.5%
裁	判	338	176	52.1%	43	26	60.5%	381	202	53.0%
		407	225	55.3%	81	56	69.1%	488	281	57.6%

(注) 1 特定独立行政法人職員、検察官は含まない。

2 「国家公務員 種試験等」とは、国家公務員採用 種試験、防衛庁職員採用 種試験その他 種試験に準ずる試験をいう。

3 「国家公務員 種試験等」とは、国家公務員採用 種試験、防衛庁職員採用 種試験その他 種試験に準ずる試験をいう。

4 「国家公務員 種試験等」とは、国家公務員採用 種試験及び防衛庁職員採用 種試験をいう。

5 平成18年度の「国家公務員 種試験等」の採用者数は、平成18年4月30日までに採用された者の数。平成17年度の「国家公務員 種試験等」の採用者は、平成17年4月30日までに採用された者の数。

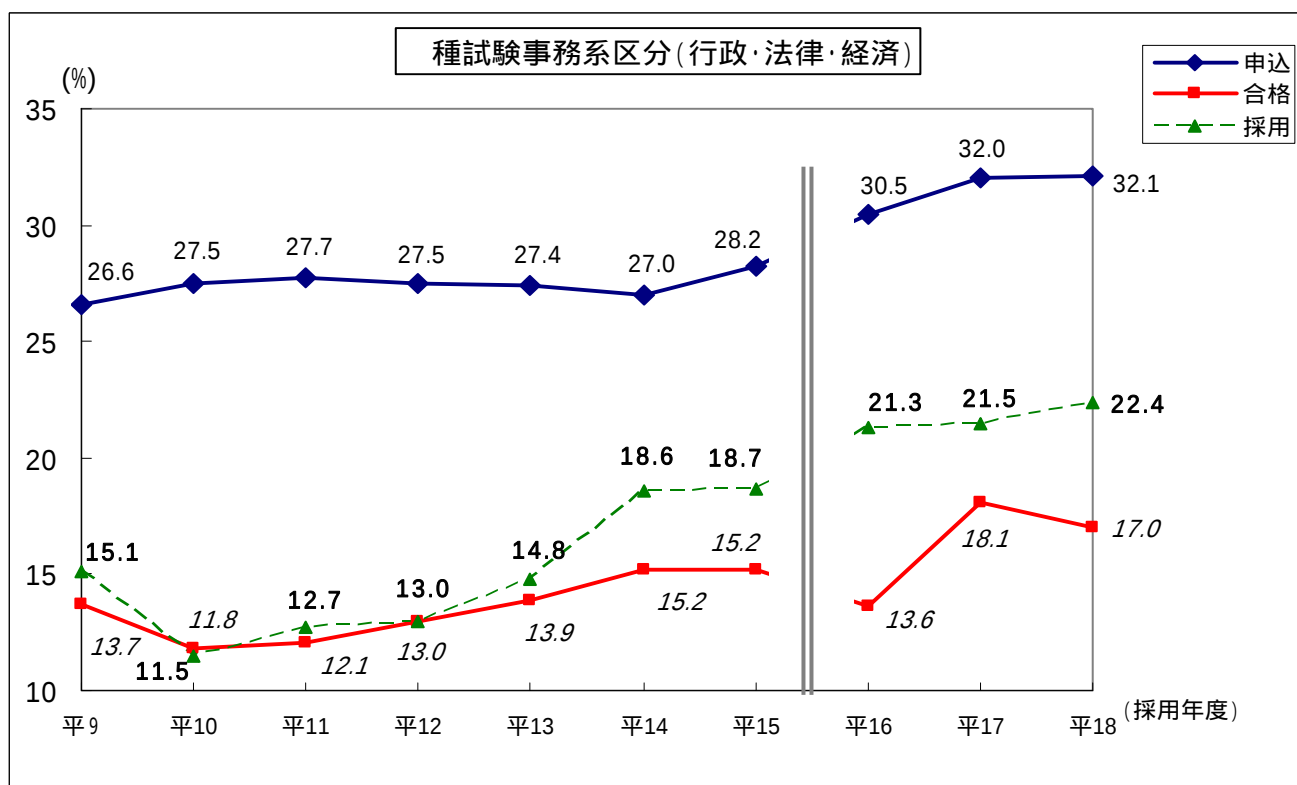
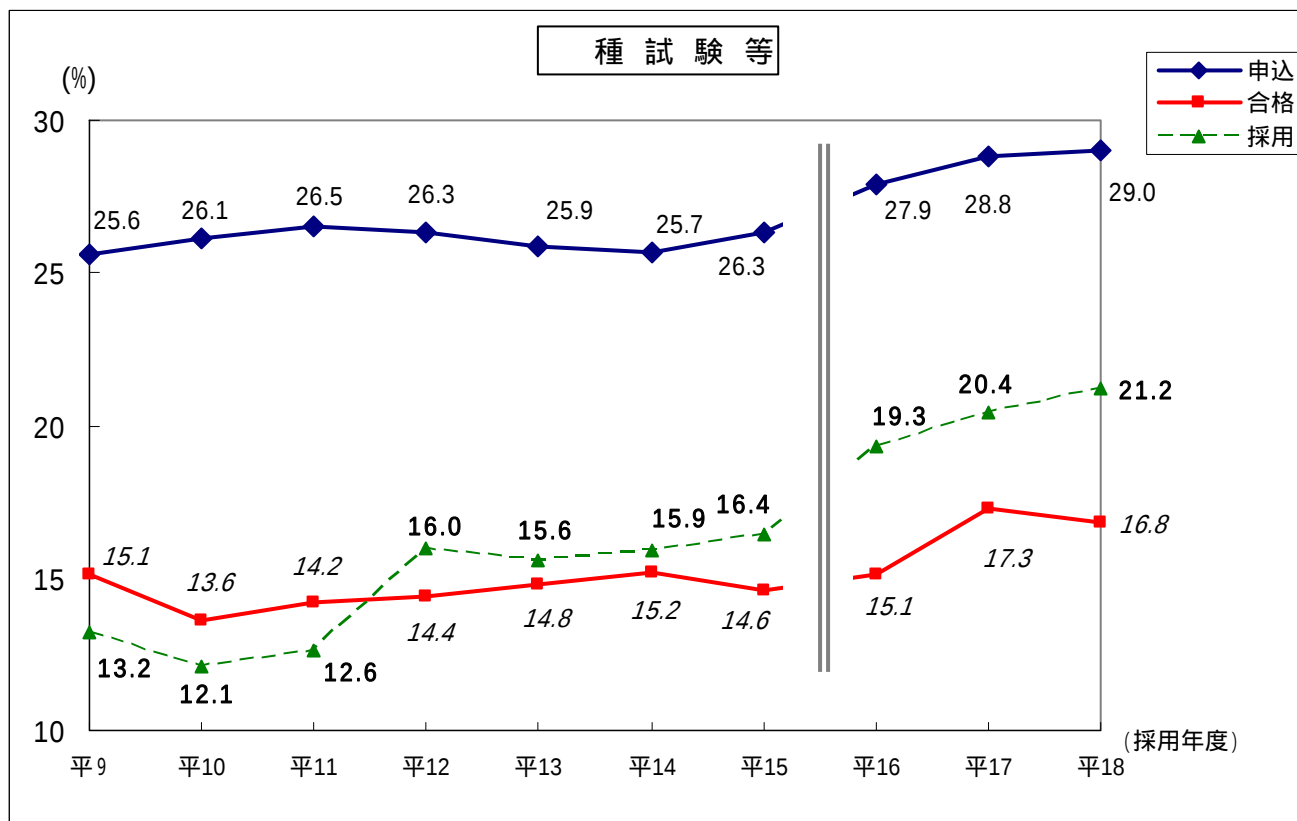
6 平成18年度の「国家公務員 種試験等」及び「国家公務員 種試験等」の採用者は、平成17年度に実施された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載されたもののうち、平成18年4月30日までの間に採用（又は内定）された者の数。平成17年度の「国家公務員 種試験等」及び「国家公務員 種試験等」の採用者数は、平成16年度に実施された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載されたもののうち、平成17年4月30日までに採用（内定）された者の数。

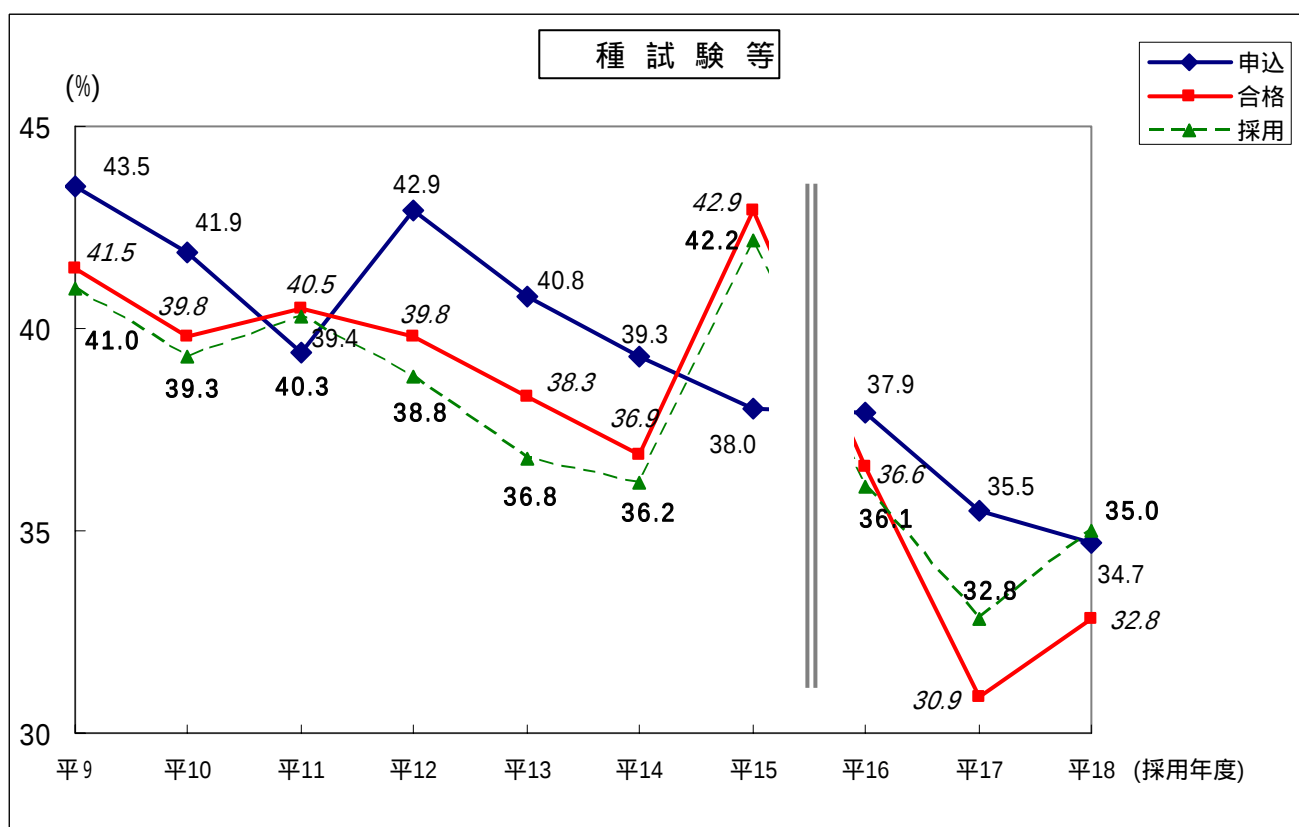
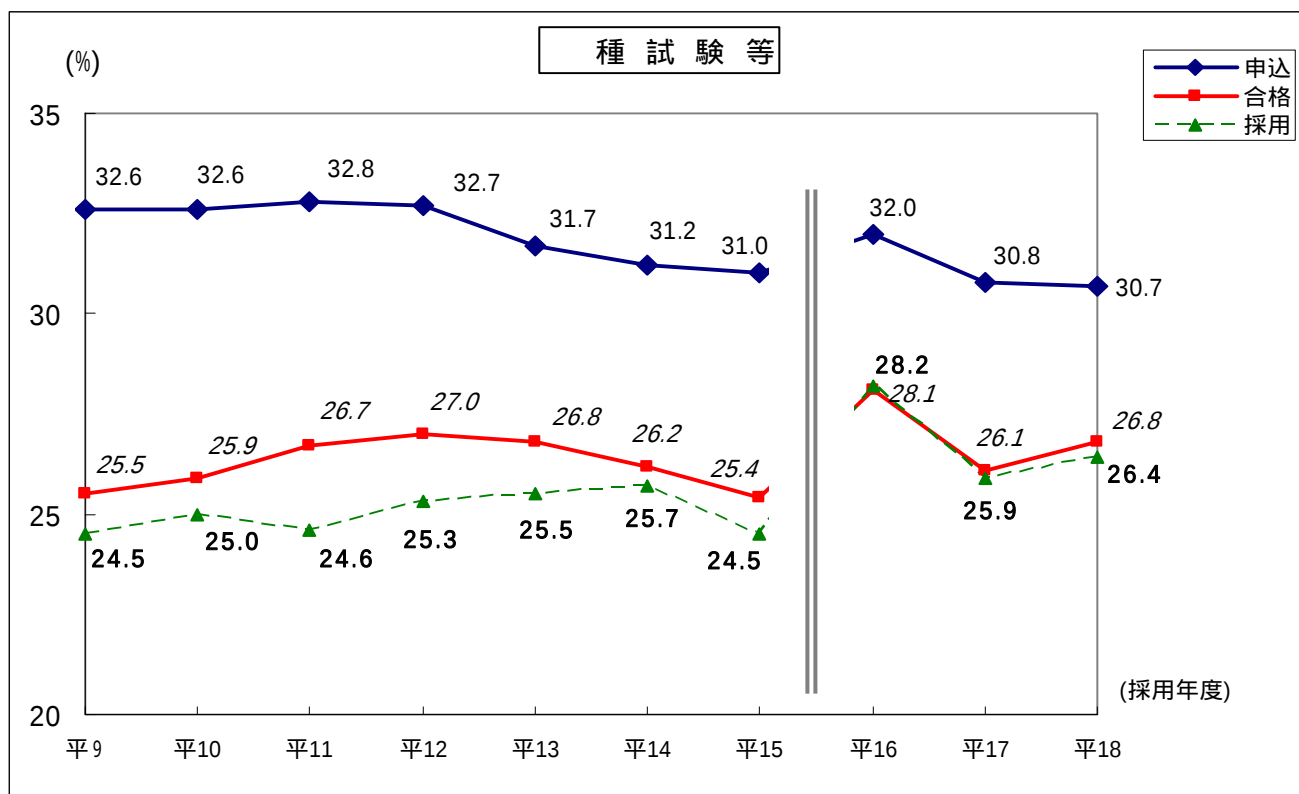
7 国土交通省の「国家公務員 種試験等」のうち、「国土交通省造船職員採用試験」分については、内定者数。

8 国会には、国会議員及び国会議員の秘書は含まない。また、平成18年度の国会には、衛視は含まない。

9 裁判所には、裁判官は含まない。

国家公務員採用 ・ ・ 種試験等の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移





(注)

- 「申込」、「合格」については、それぞれ採用年度の前年度に実施された国家公務員採用・・・種試験の割合である(防衛庁職員採用・・・種試験及びその他準ずる試験は含まない。)
- 平成15年度以前(二重線の左側)における採用の割合は、国家公務員採用・・・種試験に合格して採用された者(独立行政法人に採用された者も含む。)のうち、防衛庁、国会職員に採用された者を除いた数。
- 平成16年度以降(二重線の右側)における採用の割合は、国家公務員採用・・・種試験に合格して採用された者(独立行政法人又は国会職員に採用された者を除く。)に、防衛庁職員採用・・・種試験及びその他準ずる試験に合格して採用された者を加えた数。
- 平成18年度の採用割合は、平成18年4月30日現在の割合。

2 女性国家公務員の登用状況

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、女性国家公務員の登用を一層推進することとしている。また、同計画においては、女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努めることとしている。

女性国家公務員の登用状況は下表のとおり。本府省課長、準課長相当職以上の職員の総数（8,977人）に占める女性職員の数（割合）は、143人（1.6%）となっており、うち指定職以上は10人（1.1%）となっている。

府 省 等 名	全 体								
	総数	うち女性	割合	うち本府省課長、準課長相当職以上					
				総数	うち女性	割合	うち指定職以上		
							総数	うち女性	割合
内 閣 官 房	550	36	6.5%	109	0	0.0%	20	0	0.0%
内 閣 法 制 局	64	13	20.3%	29	0	0.0%	5	0	0.0%
人 事 院	668	151	22.6%	115	5	4.3%	21	2	9.5%
内 閣 府	2,167	310	14.3%	271	11	4.1%	52	2	3.8%
宮 内 庁	706	76	10.8%	41	0	0.0%	8	0	0.0%
公正取引委員会	631	108	17.1%	63	2	3.2%	12	1	8.3%
警 察 庁	4,628	420	9.1%	232	0	0.0%	61	0	0.0%
防 衛 庁	14,958	3,408	22.8%	526	1	0.2%	53	0	0.0%
金 融 庁	1,070	99	9.3%	123	1	0.8%	12	0	0.0%
総 務 省	5,201	887	17.1%	561	2	0.4%	66	0	0.0%
法 務 省	16,439	3,950	24.0%	402	13	3.2%	26	0	0.0%
外 務 省	5,034	1,079	21.4%	740	24	3.2%	62	0	0.0%
財 務 省	15,198	2,297	15.1%	864	5	0.6%	72	0	0.0%
文 部 科 学 省	2,034	309	15.2%	348	16	4.6%	32	1	3.1%
厚 生 労 働 省	45,496	11,037	24.3%	875	40	4.6%	99	4	4.0%
農 林 水 産 省	23,732	2,571	10.8%	794	8	1.0%	59	0	0.0%
経 済 産 業 省	6,536	1,190	18.2%	608	6	1.0%	71	0	0.0%
国 土 交 通 省	47,550	4,067	8.6%	1,974	7	0.4%	146	0	0.0%
環 境 省	1,078	98	9.1%	120	2	1.7%	18	0	0.0%
会 計 検 査 院	1,238	226	18.3%	182	0	0.0%	19	0	0.0%
合 計	194,978	32,332	16.6%	8,977	143	1.6%	914	10	1.1%

（注）

- 「職員」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）指定職俸給表適用者並びに防衛庁職員（行政職俸給表（一）指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者）をいう。
- 「本府省課長、準課長相当職以上」とは、本省及び外局の内部部局又は地方支分部局において、一般職給与法の行政職俸給表（一）9級（防衛庁においては平成17年1月31日現在、その他については平成17年1月15日現在）相当職以上の職員をいう。
- 「指定職以上」とは、一般職給与法の指定職俸給表の適用がある職員に相当する職員をいう。

3 平成17年度及び18年度の女性を対象にした募集活動の内容

各府省においては、女性の積極的な採用に資する観点から、以下のとおり様々な募集活動に取り組んでおり、こうした取組の結果、実際に採用者に占める女性職員の割合が向上している府省もあることから、今後、各府省では新たな取組を行うなど更に募集活動を充実させていく予定である。

平成17年度の取組としては、女性を対象とした府省別の説明会の開催のほか、女性職員による業務説明、採用パンフレットへの女性職員の積極的掲載、自省庁採用ホームページへの女性職員のメッセージの掲載等がある。また、平成18年度実施予定の取組としては、女性対象の府省別の説明会の開催のほか、就職情報サイトへの女性職員の先輩情報の掲載等がある。

(1) 平成17年度実績

女性を対象とした説明会等

平成17年度における女性のみを対象とした業務説明会などの募集活動の状況は以下のとおりである。

）採用試験実施機関としての人事院の取組

対象試験	開催数	開催場所	概要
種	3回	東京都、京都市 (大学等)	・ 女子学生セミナー ・ 若手女性職員による業務説明、質疑応答
、種	12回	札幌市、仙台市、 さいたま市、名古屋市、 金沢市、大阪市、岡山市、 広島市、高松市、福岡市、 熊本市、沖縄市(大学等)	・ 女子学生セミナー ・ 若手女性職員による業務説明、質疑応答

）各府省の個別の取組

府省名	対象試験	開催数	開催場所	概要
警察庁	種	2回	東京都(大学)	・ 講演形式及び少人数による懇談形式の業務説明会 ・ 各回に女性職員(種警察官)を派遣
防衛庁	、種	10回	東京都(大学)	・ 若手女性職員による業務説明及び質疑応答
総務省	種	1回	本省	・ 課長補佐、係長クラスの女性職員による業務説明及び小グループでの座談会形式のディスカッション
	種	1回	聖心女子大学	・ 全体説明、分野別業務説明、質疑応答

法務省	種	1回	本省	・ 女性職員による志望動機、職務経験、仕事のやりがい、勤務環境、活躍状況等の説明及び小グループでの座談会による質疑応答 ・ 実施結果をHPで広く周知
財務省	種	1回	本省	・ 本省女性幹部職員による業務説明 ・ 本省若手女性職員との懇談
	種	2回	国税庁本庁 京都大学	・ 国税庁若手女性職員による業務説明
	国税専門官	3回	京都女子大学 奈良女子大学 武庫川女子大学	・ 国税庁試験係職員による業務概要や試験概要等の説明及び質疑応答
農林水産省	種(事務系)	1回	本省	・ 若手女性職員との意見交換
経済産業省	種	3回	本省	・ 課長補佐、係長クラスの女性職員による、小グループでの座談会形式の業務説明及び質疑応答
	種	5回		
国土交通省	種	3回	本省	・ 女性幹部職員による講話及び若手女性職員との懇談会(少人数制のセミナー)

その他の説明会等

平成17年度における、女性向けに何らかの配慮を行っている募集活動（女性のみを対象としたものではなくても、業務説明会の中に女子学生対象のコーナー等を設けた場合や、説明者に女性職員を配置する場合など）の状況は以下のとおりである。

）採用試験実施機関としての人事院の取組

対象試験	開催数	開催場所	概要
種	21回	大学等	・ 本府省業務説明会、行政課題講演等の開催 ・ 女性公務員からのメッセージを実施
、種	217回	大学等	・ 大学別就職ガイダンス、霞が関探訪、地方機関の業務説明会等 ・ 女子学生の公務への誘致を積極的にPR

）各府省の個別の取組

府省名	対象試験	開催数	開催場所	概要
内閣官房	種	1回	内閣情報調査室 東京都（大学）	・ 若手女性職員による座談会形式での業務説明及び質疑応答

人事院	種	5 回	東京都（大学） 本院	・ 業務説明、質疑応答 ・ 体験談 ・ 女性職員を配置
内閣府	種	2 回	東京都（大学）	・ 人事担当者による業務説明 ・ 女性職員による自己の経験を踏まえた公務の魅力についての説明、質疑応答
	種	4 回	本府	・ 業務説明 ・ 先輩職員との個別相談会及び質疑応答に女性職員を極力配置 ・ 女子学生に対して女性先輩職員との面談機会を設定
	種	1 回		
公正取引委員会	種	4 回	東京都（本局）	・ 小グループでのディスカッション、質疑応答に女性職員を配置
警察庁	種	1 回	東京都（大学）	・ 若手女性職員による業務説明 ・ 小グループでの質疑応答
防衛庁	種	3 回	本庁	・ 人事担当者による業務説明、質疑応答 ・ 女性職員を配置
	種	4 回	本庁	・ 人事担当者による業務説明、質疑応答 ・ 女性職員を配置
金融庁	種	20回	本庁 京都府、仙台市 （大学）	・ 基本業務説明会（5 回） ・ テーマ別業務説明会（10回） ・ 若手職員との座談会（2 回） ・ 業務説明会（2 回） ・ 女性の説明者の配置等の配慮
	、 種	2 回	本庁 東京都 （専門学校）	・ 業務説明会 ・ 女性の説明者の配置等の配慮
総務省	種	2 回	東京都（大学）	・ 業務説明、質疑応答の実施に際して女性職員を極力配置
	種	10回		
法務省	種	8 回	各会場	・ キャリアプラン、職務経験、女性職員の勤務環境、活躍状況等の説明及質疑応答 ・ 業務説明会への女性職員の派遣
	種	195回		
	種	67回		

財務省	種	22回	本省 大学等	- 課長補佐級の職員による業務説明、採用担当者による説明及び係長級・若手職員との懇談に極力女性職員を配置 - 採用内定者との懇談に女性職員が対応
	種	11回	国税庁本庁 大学	- 業務説明会・懇談会に女性職員を配置 - 女性内定者を中心にした懇談会 - 男性とグループを分けるなど女性の参加者が職員へ質問をしやすいよう工夫
	国税専門官	73回	東京国税局、 横浜中税務署、 大阪国税局、松山税務署 北海道、東北各県、 東京都、長野県、新潟県、 石川県、福岡県、佐賀県、 長崎県 (大学、専門学校)	- 特定事業主行動計画の取組等についての説明 - 女性職員による業務説明、体験談の披露、質疑応答、パネルディスカッション - 職場見学(松山税務署)
	種(税務)	8回	北海道、盛岡市 仙台市 (庁舎、専門学校、 外部会場)	- 特定事業主行動計画の取組等についての説明 - 女性職員による業務説明
	国税専門官 種(税務)	22回	名古屋国税局 名古屋市、沖縄県 (高校、専門学校、 外部会場、大学等)	- 若手女性職員または人事担当者による体験談、業務説明 - 女性職員の事例等の説明及び質疑応答 - 組織、業務、研修、処遇等の紹介
文部科学省	、種	50回	本省 東京都、北海道、 秋田県、宮城県、 新潟県、石川県、 京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県 (大学)	- 説明者に女性職員が含まれるよう配慮 - 説明者に女性が含まれない場合、女子学生からよく受ける質問事例等を例示した説明 - 省内の女性職員の状況、育児休業制度、「かすみがせき保育室」(文部科学省共済組合運営)についての説明
厚生労働省	種	約7回	東京都、大阪府	- 各区分、各採用部局の担当者による業務説明、質疑応答 - 女性職員の採用を積極的に実施していることを説明
	種	約30回		
農林水産省	種(事務系)	20回	本省 東京都、京都府 (大学、地方農政局)	- 秘書課担当者(女性)による業務説明 - 少人数で質疑応答

農林水産省	種(技術系)	20回	本省 東京都、京都府、 その他12県 (大学、地方農政局)	・ 秘書課担当者(女性)による業務説明 ・ 少人数で質疑応答
	種	3回	本省、 東京都(大学)	・ 女性説明者の配置 ・ 女性の待遇など、女性参加者の関心があると思われる事項を説明
	種	1回		
環境省	、 種	41回	本省 東京都、大阪府、 京都府、北海道、 新潟県、宮城県、 愛知県、兵庫県 (大学等)	・ 女性職員の派遣又は女性職員に対する各種手当などについての説明
会計検査院	種	3回	本院	・ ビデオ、講演、小グループでの質疑応答(女性訪問者は女性職員が担当するグループに編成)

(2) 平成18年度実施予定

女性対象の説明会等

平成18年度に実施された又は実施予定の、女性のみを対象とした業務説明会などの募集活動の状況は以下のとおりである。

）採用試験実施機関としての人事院の取組

名称	対象試験	開催時期	開催場所	概要
女子学生セミナー	種	18年9月26日	キャンパスプラザ京都	・ 種採用女性職員からのメッセージ及び意見交換
		18年10月31日	国立オリンピック記念 青少年総合センター	・ 基調講演 ・ 種採用女性職員との意見交換
		19年3月5日	東京大学	・ 参加府省ブース形式による女性職員との意見交換会
	、 種	19年3月上旬	北海道大学 学術交流会館	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換 ・ 試験・採用相談
		18年12月25日	エルパーク仙台	未定
		19年2月16日	さいたま新都 心合同庁舎	・ 女性公務員によるフォーラム
		18年12月20日	名古屋市公会堂	・ 特別講演 ・ 女性公務員の採用体験談、メッセージ、意見交換等
		19年1月15日	大阪中之島合同庁舎	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換
		19年2月27日	香川県県民ホール	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換
		18年11月1日	岡山大学	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換
		18年10月27日	福岡合同庁舎	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換
		18年11月17日	熊本合同庁舎	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換
		18年11月15日	沖縄国際大学	・ 女性公務員からのメッセージ ・ 女性公務員との意見交換

）各府省の個別の取組

〔内閣府〕

内閣府業務説明会	種	未定	未定	・ 人事担当者からの業務説明 ・ 業務分野ごとにブースを設け、担当職員（課長補佐級以下）による個別業務説明及び質疑応答を実施 ・ 女性職員を極力配置
	種	18年7月20日 ～24日	本府	・ 業務概要説明後、先輩職員との個別相談会及び質疑応答 ・ 女子学生に対して女性先輩職員との面談機会を設置予定
	種	未定		

〔警察庁〕

女性のための業務説明会	種	未定	東京都 (大学)	・ 女性職員による業務説明及び懇談
-------------	---	----	-------------	---

〔防衛庁〕

学校説明会	、種	18年11月頃 ～19年3月頃	東京都(大学)	・ 若手女性職員による業務説明及び質疑応答
-------	----	--------------------	---------	---

〔総務省〕

総務省女性職員による説明会	種	18年末	本省	・ 課長補佐、係長級の女性職員による業務説明及び小グループでの座談会形式のディスカッション
---------------	---	------	----	---

〔法務省〕

女性のための業務説明会	種	未定	本省	・ 実施内容は未定
-------------	---	----	----	---

〔財務省〕

女性のための説明会	種	19年3月予定	本省	・ 本省女性職員による業務説明 ・ 本省若手女性職員との懇談
女性のための説明会	種	未定	首都圏 関西地区	・ 国税庁本庁若手女性職員を講師とした業務説明会
国税専門官採用試験説明会	国税専門官	18年11月17日	京都女子大学	・ 人事担当者による業務概要、試験概要等の説明及び質疑応答

〔農林水産省〕

若手女性職員との意見交換会	種(事務系)	秋、冬	本省	・ 若手女性職員とのグループディスカッション
女子学生向け説明会	種(技術系)	9月以降	本省	・ 経験豊富な女性職員による講演 ・ 若手女性職員との意見交換

〔経済産業省〕

女性のための説明会	種	18年6月 ～7月	本省 (事務系4回、 技術系2回)	・ 小グループの座談会形式での課長補佐、係長級職員による業務説明及び質疑応答
-----------	---	--------------	-------------------------	--

〔国土交通省〕

女性のための 本省庁業務説明会	種	18年7月14日	本省	・ 女性職員による業務説明と質疑応答
--------------------	---	----------	----	--------------------

その他の説明会等

平成18年度に実施された又は実施予定の、女性向けに何らかの配慮を行っている募集活動（女性のみを対象としたものではなくても、業務説明会の中に女子学生対象のコーナー等を設けた場合や、説明者に女性職員を配置する場合など）の状況は以下のとおりである。

）採用試験実施機関としての人事院の取組

対象試験	開催数	開催場所	概要
種	未定	各大学等	・ 本府省業務説明会、霞が関特別講演 ・ 女性公務員からのメッセージを実施
、種	未定	各大学等	・ 大学別就職ガイダンス、霞が関OPENゼミ、地方機関の業務説明会等 ・ 女子学生の公務への誘致を積極的にPR

）各府省の個別の取組

〔内閣官房〕

名称	対象試験	開催時期	開催場所	概要
内閣情報調査室 業務説明会	種	18年7月6日 ～10日	内閣情報調査室	・ 1次試験受験者、合格者等を対象に実施 ・ 人事担当者及び係長・係員クラスによる小グループの業務説明及び質疑応答 ・ 女性グループには女性職員を配置 ・ 若手女性職員は全員参加予定

〔内閣法制局〕

内閣法制局 業務説明会	種	18年6月～ 7月初旬	本省	・ 内閣法制局職員による業務説明 ・ 女性職員を配置
----------------	---	----------------	----	-------------------------------

〔人事院〕

本府省業務 説明会	種	18年5月22日 18年11月11日	北海道大学 慶応義塾大学	・ 業務説明、質疑応答 ・ 体験談 ・ 女性にとって働きがいのある職場であることをPR
霞ヶ関オープンゼミ	種	19年3月6日	本院	

人事院業務説明会	種	18年7月12日	本院	・ 女性職員を配置
〔公正取引委員会〕				
業務説明会	種	未定	本局	・ 業務概要説明後、質疑応答 ・ 女性職員を配置
	種	未定		
	種	秋頃		
〔警察庁〕				
警察庁 業務説明会	種、種	未定	東京都 (大学)	・ 当庁業務説明等 ・ 説明者に女性職員を配置するように配慮
〔防衛庁〕				
防衛庁職員 種 業務説明会	種	18年7月	本庁 北海道、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県	・ 人事担当者による業務説明及び質疑応答 ・ 女性職員を配置
防衛庁職員 種 探訪ツアー	種	18年3月	本庁	・ 人事担当者による業務説明及び質疑応答 ・ 女性専用の質疑応答ブースを設置
防衛庁職員 種 探訪ツアー	種			
防衛庁職員 種 オープンゼミ	種	18年9月22日	本庁	・ 人事担当者による業務説明及び質疑応答 ・ 女性職員を配置
防衛庁業務説明会	種	18年秋～ 19年春	東京都 (大学、都内会議施設)	・ 人事担当者による業務説明及び質疑応答 ・ 女性職員を講師として派遣
〔金融庁〕				
金融庁 業務説明会	種	18年夏～ 19年3月	本庁 他未定	・ 当庁業務説明等(詳細検討中) ・ 女性の説明者の配置等の配慮
〔総務省〕				
総務省少人数 説明会	種	18年秋 19年春	東京都 (大学)	・ 業務概要説明後、質疑応答 ・ 女性職員を極力配置
総務省 業務説明会	種	18年春	東京都 (大学)	・ 業務概要説明後、質疑応答 ・ 女性職員を極力配置
		18年5月 18年7月	本省	
〔法務省〕				
種志望者のための 法務省業務説明会	種	未定	本省	・ 実施内容は未定

〔財務省〕

本省採用内定者との座談会	種	18年10月 ～11月	東京大学、京都大学、 一橋大学、早稲田大学、 慶應義塾大学 都内会議施設	・ 平成19年度本省採用内定者との 懇談
本省業務説明会	種	18年11月 ～12月	本省	・ 課長補佐級職員による業務説明 ・ 採用担当者による説明 ・ 若手職員との懇談 ・ 省内見学
本省若手職員との座談会	種	19年1月	東京大学、京都大学、 一橋大学、早稲田大学 慶應義塾大学	・ 係長、係員級職員との懇談会
本省業務説明会	種	18年4月20日	本省	・ 採用担当者による説明 ・ 係長級職員による業務説明 ・ 若手職員との懇談 ・ 省内見学
国税庁業務説明会	種	18年10月 ～12月 その後は未定	東京大学、一橋大学、 慶応大学、早稲田大学、 中央大学、京都大学、 立命館大学、名古屋大学、 大阪国税局等	・ 採用担当者による業務説明会
国税庁内定者懇談会	種	18年10月 ～11月	東京大学、京都大学、 大阪大学、東北大学、 慶応大学	・ 採用内定者を中心とした懇談会 (女性内定者又は女性若手職員が対 応)
国税庁若手職員との懇談会	種	18年10月 ～12月 その後は未定	東京大学、慶応大学、 早稲田大学、中央大学	・ 若手補佐、係長との座談会
国税庁テーマ別説明会	種	18年10月 ～12月 その後は未定	国税庁本庁	・ 課長補佐級を中心とした職員によ るテーマ別の業務説明会
学内就職説明会	国税専門官	18年4月、18 年11月～19 年3月	北海道 (大学、専門学校)	・ 特定事業主行動計画の取組み等につ いて説明 ・ 女性にとって働きやすい職場である ことをPR
国税専門官業務説明会	国税専門官	随時開催予定	東北各県 (大学、専門学校)	・ 人事担当者による業務説明及び質 疑応答
種(税務)業務説明会	種(税務)	18年4月27日 18年5月31日 18年6月1日	仙台市、盛岡市 (庁舎、専門学校、外部 会場)	・ 人事担当者による業務説明及び質 疑応答

職場説明会	国税専門官	18年10月～ 19年2月	さいたま市 その他の地域(大学)	・ 人事担当者による業務説明会 ・ 女性講師の派遣を予定
国税専門官 プライベート ガイダンス	国税専門官	18年4月6日 18年4月7日	東京国税局	・ 人事担当者が参加者の質問・疑問に個別に答える、ブース形式の説明会 (一人20分程度) ・ 受験申込者に対する申込書の受付
国税専門官 職場説明会	国税専門官	18年12月中旬	東京国税局	・ 人事担当者による採用試験及び業務内容説明 ・ 各国税局の人事担当者による各局の特色等の説明 ・ 各国税局のブース形式の質疑応答
大学ガイダンス	国税専門官	18年10月 ～3月	東京都(大学)	・ 講義またはブース形式による、採用試験、業務内容及び国税局の概要などの説明 ・ 女性講師の派遣を予定
国税専門官 業務説明会	国税専門官	18年12月頃	金沢大学	・ 人事担当者による業務説明 ・ 女性若手職員(女性OB)による体験談
職場説明会	国税専門官	18年11月15 日～17日	名古屋市(国税局)	・ 若手女性職員による体験談 ・ 人事担当者による業務説明及び質疑応答
国税専門官 ガイダンス	国税専門官	19年初旬	香川県 (国税局)	・ 人事課職員が業務・試験制度説明 ・ 若手女性職員の経験談 ・ 質疑応答
職場説明会	国税専門官	19年2月	熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島 県 (県庁所在地署)	・ 職場ガイダンス
進路セミナー	国税専門官 種(税務)	随時	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県 (高校及び専門学校)	・ 若手女性職員または人事担当者による体験談、業務説明及び質疑応答

〔文部科学省〕

テーマ別業務説明会	種 種	18年9月以降 随時	本省 東京都、北海道、 宮城県、愛知県、 京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県 (大学等)	・ 説明者に極力一人は女性職員が含まれるように配慮 ・ 省内の女性職員の状況、育児休業制度、「かすみがせき保育室」(文部科学省共済組合運営)などについて説明
-----------	--------	---------------	--	---

〔厚生労働省〕

厚生労働省 業務説明会	種	未定	本省	・ 採用部局の担当者が業務説明、質疑応答を実施
	種	18年6～7月		
霞が関探訪	種	18年9月		

〔農林水産省〕

女性幹部職員からの メッセージ	種(事務系)	春	本省	・ 女性幹部職員の説明、質疑応答
農林水産省 業務説明会	種(技術系)	18年9月以降	本省	・ 秘書課担当職員(女性)による業務説明
大学別説明会	種(技術系)	18年9月以降	全国各地(大学)	
農林水産省 業務説明会	種	18年7月10 ～13日	本省	・ 業務説明

〔環境省〕

公務員業務説明会	種	18年4月5日	東京都(大学)	・ 当省係長級職員等が、講義形式で講演後、質疑応答
環境省業務説明会	種	18年6月13日 18年7月	本省	・ 女性職員に関する諸制度について説明

〔会計検査院〕

業務説明会	、 種	18年3月頃、 7月頃	本院	・ ビデオ、講演、小グループに別れての質疑応答等(女性訪問者は女性職員が担当するグループに編成)
-------	-----	----------------	----	--

(3) その他の取組

平成17年度の取組 (平成18年度も継続して実施予定)

取組項目	概要	取組府省
業務説明会	女性の採用は30%以上と説明	内閣府
	女性職員の採用状況、勤務状況等について説明	警察庁
広報の充実	採用パンフレットに女性職員を積極的に掲載	内閣官房、人事院、内閣府、 宮内庁、警察庁、防衛庁、 金融庁、総務省、財務省、 文部科学省、農林水産省、 国土交通省
	採用パンフレットに女性向けの情報を掲載 (毎年の女性職員の採用数を掲載、女性コーナーを設ける等)	防衛庁、金融庁
	募集ポスター及び採用パンフレットを女子大等に配布するとともに、大学就職担当者を訪問して説明を実施	警察庁、経済産業省
	ホームページに女性職員を積極的に掲載	財務省、国土交通省
	ホームページにおいて女性向けのページを作成し、女性職員からのメッセージ、登用の実績、処遇に関する情報を掲載	農林水産省
その他	年4回開催の「タウンミーティング・学生と語ろう」における講演者に、女性職員を含めるよう配慮	外務省
	採用担当部署に女性職員を積極的に配置	人事院、警察庁、法務省、 国土交通省

平成18年度新規の取組予定

取組項目	概要	取組府省
業務説明会	女性職員を積極的に配置 女子学生には女性職員との面談の機会を付与	内閣府、経済産業省
	女性向けに育児休暇制度等をまとめた資料を作成し、女性向け説明会にて配布	農林水産省
	業務説明会、官庁訪問対応等の採用関係業務に女性職員を積極的に活用	国土交通省
広報の充実	就職掲示板への「業務説明会案内」の掲示を、平成18年度は総合大学に加え、女子大学へも掲示を要請	内閣官房
	種採用パンフレットに「仕事とプライベートの両立」についての座談会を企画し掲載し、種採用パンフレットに女性職員を積極的に掲載	内閣府

広報の充実	学校における業務説明会の回数を増やすほか、リーフレットを制作・配付し、募集活動を強化	防衛庁
	大学や高校の就職指導担当部署に対する説明及び女子学生への受験勧奨の依頼	財務省
	就職情報サイトに登録し、女性職員の先輩情報を掲載	農林水産省
	女子大での積極的な出張説明会の実施	経済産業省

(4) 人事院、各府省等の採用情報ホームページのURL

府省名	URL
内閣官房	http://www.cas.go.jp/jp/saiyou/saiyou_index.html
内閣法制局	http://www.clb.go.jp/info/saiyou-top.htm
人事院	http://www.jinji.go.jp/jinjika/main.htm
内閣府	http://www8.cao.go.jp/jinji/saiyou.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/15/d15-04.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/recruit/index.htm
警察庁	http://www.npa.go.jp/
防衛庁	http://www.jda.go.jp/
金融庁	http://www.fsa.go.jp/common/recruit/info/index.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_01/saiyou/index.html
法務省	http://www.moj.go.jp/
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/
財務省	http://www.mof.go.jp/saiyou/honsyo/saiyou.htm
国税庁	http://www.nta.go.jp/category/saiyou/saiyou.htm
文部科学省	http://www.mext.go.jp/b_menu/saiyou/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/saiyou-top.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/saiyou/saiyou_top.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/information/recruit/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/saiyojoho/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/saiyo/
会計検査院	http://www.jbaudit.go.jp/base/frt01.htm

４ その他各府省において女性国家公務員の採用・登用の拡大、勤務環境の整備等に取り組んでいる事項

（１）採用の拡大

女性の採用の拡大については、各府省において、業務説明会等の女性を対象とした募集活動（【資料３】参照）を実施しているほか、「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（以下「指針」という。）を踏まえ、各府省ごとに「女性職員の採用・登用拡大計画」（以下「拡大計画」という。）を策定し、計画的な採用拡大に向けて、以下のとおり様々な取組を行っており、その結果、女性の採用割合が向上している府省もある。

平成17年度取組（平成18年度も継続して実施予定）

取組項目	概要	取組府省
採用活動の充実	女性の官庁訪問者に対し可能な限り女性職員が対応	人事院、内閣府
	採用担当者、面接官等に女性職員を配置	法務省、農林水産省、経済産業省、会計検査院
	採用担当者、面接官等に対する女性職員採用促進の周知、面接に関する指導等の実施	内閣府、総務省、国土交通省、環境省
その他	中途採用、任期付職員法等に基づく採用における性差にとらわれない採用の促進	公正取引委員会、金融庁、環境省
	新規採用者の配置について男女の偏りがないうち配慮	人事院、公正取引委員会、国土交通省、環境省

平成18年度新規取組又はその予定

取組項目	概要	取組府省
具体的な採用目標の設定	種について30%以上、種について40%以上	人事院
	、種試験の採用者割合について30%	内閣府、環境省
	種事務系区分について30%、種行政区分について40%の合格者割合	防衛庁
	、種試験を通じての合格者割合	金融庁
	、種、入国警備官及び検事選考につき、省内各組織単位の採用者の3割以上又は33%以上	法務省
	毎年度の採用者割合について30%以上 22年度の採用者割合を17年度と比較して30%以上増加	文部科学省
採用活動の充実	採用担当者や面接官に女性を積極的に配置	国土交通省
その他	専門的知識経験や管理監督の能力を有すると認められる女性の選考採用に努める	人事院

(2) 登用の拡大

女性の登用の拡大については、指針を踏まえ、各府省で拡大計画を策定して計画的な登用拡大に取り組んでいるところであり、その結果、女性職員の啓発、士気の向上、性別にとらわれない意欲や能力に基づく処遇の徹底が図られている。

平成17年度の取組（平成18年度も継続して実施予定）

取組項目	概要	取組府省
職域、登用の機会等の拡大	新規採用者で女性が就いたことのない又は就いたことの少ない部署への新規採用者の配置	宮内庁、総務省、農林水産省、環境省
	女性が就いたことのない又は就いたことの少ないポストへの配置	内閣府、警察庁、法務省、防衛庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
	女性が就いたことのない又は就いたことの少ない管理職ポストへの登用	農林水産省
	多様な職務経験の付与	内閣法制局、人事院、宮内庁、防衛庁、金融庁、総務省、経済産業省、国土交通省
	男女で偏りのない人事配置	内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省
	外部からの人材登用の際の女性の積極的登用	内閣府、経済産業省
	府内公募制の活用	内閣府
研修の実施	女性を対象とした研修の実施	内閣官房、防衛庁、国土交通省
	研修参加機会の確保	内閣官房、内閣法制局、宮内庁、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、国土交通省
	出産・育児等のために研修受講が困難な者に対する研修参加機会の拡大	財務省、経済産業省、国土交通省

平成18年度新規の取組又はその予定

取組項目	概要	取組府省
具体的な登用目標の設定	平成22年度の役付職員に占める女性の割合が平成17年度実績を上回ることを目標として設定	金融庁
	管理職の女性比率の増加及び登用にかかる研修への女性職員の参加促進につき、省内各組織ごとに数値目標を設定	法務省
	昇任・昇格者に占める女性の割合を年々増加させるよう努める。	文部科学省、環境省
職域、登用の機会等の拡大	新設部署への女性職員の積極的配置	公正取引委員会
	係長級以上への積極的登用	文部科学省
	女性が就いたことのない又は就いたことの少ない管理職ポストへの登用	環境省
	補助的・定型的業務に長期間継続して配置しないよう配慮	経済産業省
研修の実施	出産・育児等のための研修受講が困難な者について、翌年度以降に受講可能とする制度の構築・運用	財務省
	専門研修や登用に資することを目的とした研修等へ女性職員を積極的に参加	金融庁
その他	課長補佐級以上への昇任・昇格の促進	人事院
	育児等休業中職員の自己研さん及び復帰後のキャリア形成の体制整備	法務省

(3) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、男女の別を問わず、職業生活と家庭生活を両立する上で重要なものであり、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき各府省において作成された特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）も踏まえ、各府省において様々な取組を行っている。

また、「全省庁一斉定時退庁日」（毎週水曜日）、「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」（毎年10月1日～7日）やこれらに関連する広報啓発活動に全府省が取り組んでいるところである。

これらの取組の結果、職員の意識啓発、定時退庁しやすい雰囲気づくり、業務の合理化・効率化などが進められている。

平成17年度の取組（平成18年度も継続して実施予定）

取組項目	概要	取組府省
定時退庁の促進	省庁独自の定時退庁期間の設定	財務省、経済産業省、国土交通省
	省庁独自の定時退庁日の設定	人事院、防衛庁、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省
	各部局課室等の実情に応じた定時退庁日の設定	農林水産省
	課内消灯、施錠日の実施	文部科学省、経済産業省
	定時退庁日に、人事課職員による各所属に対する巡回指導等を実施	警察庁
制度の整備等	早出遅出勤務等の勤務時間に関する制度の整備等	防衛庁、文部科学省
	「育児に親しむ職員プログラム」の実施	厚生労働省
その他	管理職へのメンタルヘルス研修の実施	経済産業省
	月の超過勤務時間が特に多い職員について、毎月上司からその理由を聴取	内閣法制局

平成18年度新規の取組又はその予定

取組項目	概要	取組府省
職員の意識啓発等	年2回、在庁状況調査を実施	人事院
定時退庁の促進	省庁独自の定時退庁日・期間の設定	内閣府
	幹部職員が定時退庁に努める等、管理職員の超過勤務に対する意識改革	宮内庁、防衛庁、文部科学省
その他	20時に職務室の自動消灯を実施し、早期退庁を促進	環境省

(4) 育児休業、介護休暇等の取得促進

育児休業、介護休暇等の取得促進については、行動計画及び「育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」(平成17年2月18日人事院職員福祉局長通知)を踏まえ、各府省においてリーフレットの配布による制度の周知徹底等育児休業等の取得促進に向けた環境整備のための様々な取組を行っている。

こうした取組の結果、育児休業等を取得しやすい環境づくりが図られ、女性職員の育児休業取得の徹底、男性職員の育児休業取得が行われている府省もある。

平成17年度の取組(平成18年度も継続して実施予定)

取組項目	概要	取組府省
両立支援制度の利用の促進等	業務の合理化、部内の人員の再配置、臨時的任用制度等の活用等による職場環境の整備促進	警察庁、防衛庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省
	解説冊子の配布、イントラネットへの掲載等による、育児休業を始めとする各種制度等の周知	人事院、警察庁、防衛庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
	男性の育児休業の取得促進	防衛庁、農林水産省
	研修において育児休業等の諸制度の周知と理解を促進	国土交通省
	妊娠した職員に対する育児休業制度に関する個別説明の実施	公正取引委員会
	仕事と子育ての両立についての相談窓口を本省庁、管区機関に設置し、ホームページ及び職場内掲示板に相談窓口一覧を掲載	法務省
職場復帰支援	育児休業中の職員に対する情報提供	人事院、国土交通省、環境省
	出産予定、育児休業からの復帰等事情のある職員について、できる限り超過勤務の少ないポストに配置するよう配慮	財務省
介護休暇取得の促進	介護休暇制度について、全職員が適確に理解し、取得しやすい環境の整備促進	厚生労働省
その他	官署を異にする異動を命ずる場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮	人事院、国土交通省
	育児にかかる負担を考慮した人事配置(出張の少ない課への配属等)	会計検査院

平成18年度新規の取組又はその予定

取組項目	概要	取組府省
育児休業等両立支援のための制度の利用の促進等	専門性の修得を前提として行う調査業務、法令執行業務等、家庭生活との両立が相対的に容易な職域の拡大促進及び専門性拡大のための研修拡大	経済産業省
	育児休業を始めとする各種制度の内容等のイントラネットへの掲載による周知	内閣府
	育児休業者等の育児等に関する情報交換を可能とする窓口「ただいま、育児奮闘中」(省内イントラネット)を開設	経済産業省
職場復帰支援	育児休業中の職員に対する情報提供	財務省
その他	専門性の修得を前提として行う調査業務、法令執行業務等、家庭生活との両立が相対的に容易な職域の拡大	経済産業省

(5) その他

上記の(1)から(4)に挙げたもののほかにも、各府省においては、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の周知徹底以下のような女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた取組を実施し、女性が働きやすい環境づくりに努めているところである。

平成17年度取組(平成18年度も継続して実施予定)

取組項目	概要	取組府省
研修等	男女共同参画の推進に資する研修科目の充実	財務省、経済産業省
	省内専用ホームページに各種研修情報を掲載	文部科学省
セクシュアル・ハラスメント対策	セクシュアル・ハラスメント相談員に女性を配置	人事院
	セクシュアル・ハラスメント相談員の増員	警察庁
その他	女性職員の活躍の場を拡大するための勤務環境の整備の推進(課室の様態替え、宿舍の整備等)	法務省、国土交通省
	女性職員が先輩女性職員から助言・指導を受けやすい環境の整備の検討(メンター制度の導入の検討等)	金融庁、農林水産省、経済産業省
	男女共同参画に関するチラシの作成及び全職員に対する配付	国土交通省
	男女共同参画に関する講演会の実施	国土交通省

平成18年度新規取組又はその予定

取組項目	概要	取組府省
研修等	管理者への男女共同参画にかかる意識啓発のための科目等の導入	財務省
	研修に女性職員を積極的に参加させるよう努め、高等理論研修について、出産、育児等の理由により、当該研修の受講が困難な者については、弾力的に対応する	財務省
	女性職員の研修機会の増大のため、省内専用ホームページ「自己啓発・研修」に各種研修情報を載せ、男女問わず募集する	文部科学省
セクシュアル・ハラスメント対策	研修の一部にセクシュアル・ハラスメント防止・排除関係のカリキュラムを組み入れる	経済産業省
	セクシュアル・ハラスメントに関する講演会の実施	国土交通省
その他	少なくとも年1回、本省総務課長級の会議を開催して、採用・登用拡大計画の進ちょく状況の把握、分析及び評価を行う	法務省
	防衛庁共済組合のアウトソーシングによる、ベビーシッター・サービスの更なる充実及び利用促進	防衛庁

その他	託児施設の整備に関する検討	防衛庁
	育児休業中の職員への情報提供及び職務復帰後に行う育児休業期間中におけるフォローアップのための職場研修やOJTを実施	財務省
	男女共同参画に関するチラシの作成及び全職員への配布	国土交通省
	女性職員が先輩女性職員から助言・指導を受けやすい環境の整備の検討(メンター制度の導入の検討等)	人事院、防衛庁、 法務省、財務省、 経済産業省、環境省

5 平成17年度の職員の育児休業の取得状況

平成17年度の職員の育児休業の取得状況については下表のとおり。新たに育児休業を取得した職員は、2,660人（女性2,572人、男性88人）となっており、前年度の2,647人（女性2,562人、男性85人）に比べ増加している。育児休業の取得状況についても、15.5%（女性96.8%、男性0.6%）と、前年度の14.5%（女性93.6%、男性0.5%）に比べ増加している。

府 省 名	全職員				女性職員				男性職員			
	取得者 実数	新規取 得者数	新規取 得可能 者数	取得率 (%)	取得者 実数	新規取 得者数	新規取 得可能 者数	取得率 (%)	取得者 実数	新規取 得者数	新規取 得可能 者数	取得率 (%)
内 閣 官 房	0	0	16	0.0%	0	0	0	—	0	0	16	0.0%
内 閣 法 制 局	0	0	3	0.0%	0	0	0	—	0	0	3	0.0%
人 事 院	9	3	14	21.4%	9	3	3	100.0%	0	0	11	0.0%
内 閣 府	17	8	95	8.4%	15	7	7	100.0%	2	1	88	1.1%
宮 内 庁	2	1	26	3.8%	2	1	1	100.0%	0	0	25	0.0%
公正取引委員会	6	3	26	11.5%	6	3	3	100.0%	0	0	23	0.0%
警 察 庁	61	40	174	23.0%	59	38	39	97.4%	2	2	135	1.5%
防 衛 庁	1,005	604	7,752	7.8%	983	597	650	91.8%	22	7	7,102	0.1%
金 融 庁	3	0	48	0.0%	3	0	0	0.0%	0	0	48	0.0%
総 務 省	43	23	104	22.1%	41	21	24	87.5%	2	2	80	2.5%
法 務 省	587	284	1,620	17.5%	578	276	282	97.9%	9	8	1,338	0.6%
外 務 省	79	33	210	15.7%	76	32	31	103.2%	3	1	179	0.6%
財 務 省	1,205	559	2,445	22.9%	1,187	544	546	99.6%	18	15	1,899	0.8%
文 部 科 学 省	22	13	62	21.0%	22	13	12	108.3%	0	0	50	0.0%
厚 生 労 働 省	1,115	631	1,675	37.7%	1,096	613	631	97.1%	19	18	1,044	1.7%
農 林 水 産 省	225	131	680	19.3%	208	116	114	101.8%	17	15	566	2.7%
経 済 産 業 省	106	42	179	23.5%	102	42	42	100.0%	4	0	137	0.0%
国 土 交 通 省	449	272	1,994	13.6%	429	255	261	97.7%	20	17	1,733	1.0%
環 境 省	7	5	51	9.8%	5	3	3	100.0%	2	2	48	4.2%
会 計 検 査 院	18	8	32	25.0%	18	8	8	100.0%	0	0	24	0.0%
合 計	4,959	2,660	17,206	15.5%	4,839	2,572	2,657	96.8%	120	88	14,549	0.6%

（注）

- 「取得者実数」とは、平成17年度中に育児休業を取得した者の数をいう。なお、複数の子（双子など同時に育児休業を取得する場合については含まない。）について複数回育児休業を取得した場合には、それぞれの育児休業をカウントして算出。
- 「新規取得者数」とは、平成17年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
- 「新規取得可能者数」とは、男性職員については、平成17年度中に子が出生した者の数、女性職員については、平成17年度中に産後休暇が終了し育児休業等が取得できることとなった者（平成17年2月3日から平成18年2月2日までに出生した者のうち、産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除いたもの）の数をいう。
- 「取得率」とは、「新規取得可能者数」に対する「新規取得者数（平成17年度中に新たに育児休業を取得した者（平成14～16年度取得可能者を含む））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

(参考) 平成16年度の職員の育児休業取得状況

	全職員				女性職員				男性職員			
	取得者 実数	新規取 得者数	新規取 得可能 者数	取得率 (%)	取得者 実数	新規取 得者数	新規取 得可能 者数	取得率 (%)	取得者 実数	新規取 得者数	新規取 得可能 者数	取得率 (%)
合 計	4,952	2,647	18,215	14.5%	4,854	2,562	2,738	93.6%	98	85	15,477	0.5%

男女共同参画基本計画（第2次）（抜粋）

平成17年12月27日
閣 議 決 定

第2部 施策の具体的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施 策 の 基 本 的 方 向

（1）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。

平成15年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。

国の審議会等については、平成12年の男女共同参画推進本部決定において、平成17年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を30%にするという目標が掲げられ、着実に達成が図られてきた。これを踏まえ、新しい目標の設定など更に努力が必要である。

女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の環境整備も含め、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。

具 体 的 施 策	担当府省
ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進 ○女性国家公務員の採用・登用等の促進 ・「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、また、女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての平成16年の男女共同参画推進本部決定等に従い、女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。 ・各府省において、前述の平成15年及び平成16年の男女共同参画推進本部決定並びに人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」等を踏まえ、「女性職員の採用・登用拡大計画」の見直しを図るなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。 ・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員 種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。 ・女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。 ・前述の平成16年の男女共同参画推進本部決定等を受けて、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップを行う。 ・女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項（例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化）について検討を行い、できる限り実施する。 ・人事院において、メンター（先輩の助言者）の導入に関する検討を行う。 ○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援 ・常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。 ・職業生活と家庭生活を両立する上で必要不可欠である業務簡素化を進め超過勤務の更なる縮減に取り組む。 ・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。（平成16年度0.9%） ・国家公務員のテレワーク導入に向けて、関係省庁連絡会議等においてテレワークに資する制度等の環境整備について検討する。	全府省、【人事院】 全府省 全府省 全府省 総務省 全府省、【人事院】 【人事院】 総務省、【人事院】 全府省 全府省 全府省

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

平成16年4月28日
各省庁人事担当課長会議申合せ

「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等とされている。このうち、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大については、今般決定された「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」(平成16年4月27日男女共同参画推進本部決定。以下「本部決定」という。)において、「政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進すること」等とされたところである。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、これまでも「男女共同参画基本計画」(平成12年12月12日閣議決定)に基づき平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定して取り組んできたところであるが、本部決定を受けて、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、当面、以下の取組を行うこととする。

1 採用の拡大

今後、女性国家公務員の採用の一層の拡大を図るためには、女性の国家公務員採用試験の受験者数及び合格者数が増加し、その下で積極的に女性の採用に努めることが必要である。このため、

- (1) 女性のための業務説明会を開催する等、積極的に女性の募集活動を行うとともに、合格者に占める女性の割合に留意しつつ、女性の採用の拡大に努める。
- (2) 女性の採用の拡大が可能となるよう、人事院に対して、女性の受験者数、合格者数等の現状の分析、多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促すために必要な具体的方策等の検討等、女性の受験者数及び合格者数の増加のための一層の取組を進めるよう要請する。

女性の採用の拡大のための取組を進めるに当たっては、当面(平成22年度(2010年度)頃まで)の政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用 種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度、

その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めること、を目標とする。

なお、これらの目標は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ、男女共同参画社会基本法に定める積極的改善措置により、女性国家公務員の採用を計画的に拡大していくことを目指すものであって、目標に沿った採用が可能となるよう合格者に占める女性の割合が増加することを前提とする。

2 登用の拡大

女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るためには、採用者に占める女性の割合を高めることにより職員全体に占める女性の割合が高まっていくとともに、多くの意欲と能力のある女性職員を育成し、積極的に登用していくことが必要である。このため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。

3 勤務環境の整備等

多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促し、また、計画的に女性職員の育成・登用を図るためには、職員が仕事と家庭生活を両立し易い勤務環境を整備することが不可欠である。このため、

- (1) 平成15年9月26日に改正した「国家公務員の労働時間短縮対策について」(平成4年12月9日人事管理運営協議会決定)に基づき、職業生活と家庭生活を両立する上で障害となっている超過勤務の更なる縮減に取り組む。
- (2) 育児休業、介護休暇等の取得促進を図ることとし、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努めるものとする。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値(女性80%、男性10%)等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。

4 実施状況のフォローアップ等

- (1) 総務省は、人事院及び各府省の協力を得て、毎年1回、採用の拡大状況等のフォローアップを行い、その結果の概要を公表する。
- (2) 1(2)に掲げるもののほか、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等のうち人事院の所掌に係るものについて、同院に対して取組を進めるよう要請する。

女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針

平成 17 年 12 月 20 日

人企 - 1703 事務総長通知

1 基本的な考え方

- (1) 男女共同参画社会の実現は、人権尊重という普遍的な基本理念に基づく要請である。このことは、男女を問わずその能力を最大限活用することでもあり、21世紀の我が国社会が、少子高齢化、社会経済の成熟化などの変化に対応し、豊かで活力ある社会を目指していく上での最重要課題の一つである。とりわけ、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、国は女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組む必要がある。

本人の意欲と能力に基づく「実質的な男女平等」の実現は、多様な人材の確保・育成・活用という公務員人事管理の改革を促進するものであるとともに、勤務環境の整備等を図りつつ、取組を推進していくことは、すべての職員が働きやすく、持てる能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりにつながるものである。

- (2) このような考え方に基づき、本指針は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則の枠組みを前提としつつ、各府省が、「積極的改善措置」により女性国家公務員の採用・登用の拡大を図り、男女間の格差を計画的に解消していくことを目指して策定したものである。

- (3) 人事院は、各府省が本指針に基づく施策を実施していくに当たって、職業生活と家庭生活の両立のための必要な支援策等の施策の推進に努めることとしている。各府省は、改めて現状を分析し、勤務環境の整備等を図りつつ、女性国家公務員の採用・登用の拡大に取り組む必要がある。

また、職員自身も、男女共同参画の実現に向けての意識と意欲を持つことが求められている。

2 計画の策定

各府省は、平成22年度（2010年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定する。計画は、女性職員の採用・登用状況を把握し、現状分析を行うとともに、現状分析を踏まえつつ、府省全体及び必要であると判断される場合には、部局等の適切な区分について、目標、目標達成に向けての具体的な取組等を定める。

3 採用の拡大

- (1) 人事院及び各府省は、協力しつつ、有為の女性を公務に誘致するための特別な募集活動を積極的に推進する。その際、人事院は、多くの意欲ある有為の女性の

公務員試験の受験を促進すること等により、採用試験の合格者に占める女性の割合を計画的に拡大することを目指し、具体的な目標を設定する。

- (2) 各府省は、女性の採用の拡大について、目標を設定し、目標達成に向けての具体的取組を定める。その際、目標の設定に当たっては、採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意するとともに、できる限り具体的なものとするよう努める。

各府省は、試験採用者に加え、選考採用者においても、女性（中途退職した有為の女性職員を含む。）の積極的な採用に努める。その際、専門的な知識経験や管理的又は監督的能力を有すると認められる女性の採用に努める。

- (3) 各府省は、採用時の配置について、男女で偏りが無いよう配慮するものとする。

4 登用の拡大

- (1) 各府省は、人事院及び各府省の実施する業務研修、登用に資することを目的とした研修等へ意欲と能力のある女性職員を積極的に参加させる。その際、研修の対象となり得る職員に占める女性職員の割合にも留意することとする。

- (2) 各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院の実施する女性職員の意識・意欲の啓発・増進又は能力向上のための研修への参加機会の確保に努める。

- (3) 各府省は、職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職員への職務経験の付与について、男女で偏りが無いよう配慮するものとする。

- (4) 各府省は、女性職員に助言、指導するメンターを導入するなど、女性職員の登用に資する取組を推進するよう努める。人事院は、メンターの導入の手引きを示すなど必要な支援を行うものとする。

- (5) 各府省は、女性職員の登用の拡大について、目標を設定し、目標達成に向けての具体的取組を定める。その際、目標の設定に当たっては、昇任・昇格前の在職者に占める女性職員の割合にも留意するとともに、できる限り具体的なものとするよう努める。各府省は、意欲と能力のある女性職員の積極的な昇任・昇格に努める。

5 勤務環境の整備等

- (1) 各府省は、女性職員の採用・登用の拡大を図るため、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進し、女性職員、男性職員共に働きやすい勤務環境の整備に努める。

- (2) 各府省は、管理職員をはじめ全職員を対象に、男女共同参画の実現に向けての意識啓発に努める。また、そのための研修等の実施に努める。

- (3) 各府省は、人事院の実施する男女共同参画の実現に向けての意識啓発を推進する研修等への職員の参加機会の確保に努める。

- (4) 人事院は、職業生活と家庭生活の両立のための必要な支援策等の推進に努める。
各府省も、職業生活と家庭生活の両立支援のため一層の環境整備に努める。
- (5) 各府省は、育児休業中の職員の円滑な職務復帰に資するため、知識・技能等の維持・向上のための研修・説明会等への参加、復帰後のキャリア形成などについて配慮するものとする。
- (6) 各府省は、官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる職員がいるときは、その状況に配慮するものとする。

6 推進体制

- (1) 各府省は、「女性職員の採用・登用拡大担当者」（以下「担当者」という。）を官房人事担当部局及び必要であると判断される場合には、部局等の適切な区分ごとに設置する。担当者は、人事担当責任者又はそれに準ずる者とし、計画の策定及び実施に実質的に関与する。部局等の適切な区分ごとに担当者を設置した場合、官房人事担当部局の担当者は、各担当者と緊密な連携を図ることとする。
- (2) 人事院は、女性職員の採用・登用に関し、女性であることを理由とした差別的取扱い等に関する苦情相談に応ずる。
- (3) 女性職員の採用・登用の状況、計画の進捗状況に関する情報交換等の場として、「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定期的開催する。
- (4) 各府省は、本指針に基づく施策の実施、計画の点検・評価に努めるものとし、その状況について、人事院は定期的に把握する。
計画、計画の進捗状況、女性職員の採用・登用拡大の事例等について、人事院は定期的に公表する。
- (5) 本指針は、各府省における女性職員の採用・登用の拡大の進捗状況、我が国の雇用状況・雇用環境の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

以 上